

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和4年那智勝浦町議会第2回定例会)

令和4年6月8日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第2号 専決処分(那智勝浦町税条例の一部を改正する条例)した 事件の承認について	8
日程第5	報告第3号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例)した事件の承認について	10
日程第6	報告第4号 専決処分(那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例)した事件の承認について	11
日程第7	報告第5号 専決処分(令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8 号))した事件の承認について	12
日程第8	報告第6号 専決処分(令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別 会計補正予算(第4号))した事件の承認について	30
日程第9	報告第7号 専決処分(令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特 別会計補正予算(第2号))した事件の承認について	32
日程第10	報告第8号 専決処分(令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計 補正予算(第3号))した事件の承認について	34
日程第11	報告第9号 令和3年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について	37
日程第12	議案第34号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	38
日程第13	議案第35号 令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算(第1号)	40
日程第14	議案第36号 財産の交換について	56
日程第15	議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	57
日程第16	議案第38号 農業委員会委員の任命について	58
日程第17	議案第39号 農業委員会委員の任命について	58
日程第18	議案第40号 農業委員会委員の任命について	58
日程第19	議案第41号 農業委員会委員の任命について	58
日程第20	議案第42号 農業委員会委員の任命について	58
日程第21	議案第43号 農業委員会委員の任命について	58
日程第22	議案第44号 農業委員会委員の任命について	58
日程第23	議案第45号 農業委員会委員の任命について	58

日程第24	議案第46号	農業委員会委員の任命について	58
日程第25	議案第47号	農業委員会委員の任命について	58
日程第26	議案第48号	農業委員会委員の任命について	58
日程第27	議案第49号	農業委員会委員の任命について	58
日程第28	議案第50号	農業委員会委員の任命について	58
日程第29	議案第51号	農業委員会委員の任命について	58
日程第30	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	63
日程第31	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	63

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
11番	森本隆夫	12番	亀井二三男

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

2番	東信介	離席	14時31分～14時34分
----	-----	----	---------------

4. 会議録署名議員の氏名

7番	引地稔治	8番	左近誠
----	------	----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長	堀順一郎	教育長	岡田秀洋
消防長	湯川辰也	参事(総務課長)	塩崎圭祐
教育次長	田中逸雄	会計管理者	三隅祐治
病院事務長	下康之	税務課長	網野宏行
住民課長	在仲靖二	福祉課副課長	仲紀彦
観光企画課長	吉中秀郎	農林水産課長	西真宏
建設課長	楠本定	水道課長	村上茂

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(4名)

事務局長	寺本尚史
事務局主査	北郡克至
事務局副主査	米地祐太郎
事務局副主査	山田倫也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

本定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、今回も議長席と発言席においては、マスクを外しての発言を可とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和4年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

会議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。  
総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 4月1日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

〔観光企画課長の紹介〕

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 次に、4月1日付で行われました議会事務局職員の異動について局長から報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 事務局職員の紹介をさせていただきます。

〔事務局職員の紹介〕

どうぞよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

7番引地稔治君、8番左近誠君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

10番中岩君。

○議会運営委員長（中岩和子君） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について報告をさせていただきます。

去る6月3日、委員会を開催いたしました。

本定例会に付議すべき事件は、報告8件、議案18件、諮問が2件、合計28件となっております。

会期は、本日6月8日から6月16日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会3日、純休会2日となります。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案につきましては、3件を予定しているとのことでございます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月16日までの9日間に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から6月16日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

このたび、4月24日に執行されました那智勝浦町長選挙におきまして、町民の皆様から御支援、御支持をいただき、改めて町長としてその重責を担わせていただくことになりました。4年前、町長就任当時は課題が山積しておりましたが、これまでの行政経験や県や国との太いパイプを生かし、課題解決や新規事業を行ってまいりました。引き続き町民の皆様方と共に町政の発展に全力で取り組んでまいります。

今後、2期目におきましては、次の事業を重点的に進めてまいりたいと考えてございます。

まず、安心・安全、防災・減災への取組でございます。

避難困難地域への避難タワーの整備や、新設した消防本部・防災センターを活用し、町職員はもちろんのこと、町民の皆様方の消防・防災の訓練等の実施、あるいは自主防災組織への支

援の拡充をしてまいりたいと考えてございます。

続いて、子ども・子育て支援でございます。

これまでの支援策の拡充や学校給食無料化に向け検討を進めてまいります。また、体育文化会館と周辺の公園化と木戸浦グラウンドの芝生化により、子供たちが集える広場を整備をしたいと考えてございます。

次に、高齢者支援の取組でございます。

町営バス及び熊野御坊南海バス那智山線について、75歳以上のバス運賃無料化により、移動手段の確保をしたいと考えてございます。また、体育文化会館を子供から高齢者の健康づくりのための施設として活用できるよう、引き続き整備を進めてまいります。

そして、経済対策、環境保護の取組でございます。

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、インバウンド対策の整備や宿泊客の増加による好循環経済の推進、森林整備や鳥獣害対策の継続や自然エネルギーの推進、磯根再生化や外来マグロ漁船の誘致活動による市場の活性化等を推進してまいりたいと考えてございます。

今後とも、様々な御意見を賜りながら、公平・公正な町政を進め、町民の皆様方に寄り添う、笑顔あふれる那智勝浦町になるよう町政を推進してまいりますので、議員の皆様方には格段の御指導と御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症とワクチン接種の関係について御報告を申し上げます。

新宮保健所管内における感染者数につきましては、現在は比較的落ち着いているとはいえ、今なお感染の終息が見通せない状況でございます。私自身も4月16日にPCR検査で陽性となりまして、皆様方に変な御心配と御迷惑をおかけしましたことを改めておわびを申し上げたいと思います。町民の皆様におかれましては、引き続き感染予防対策の取組に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ワクチン接種の状況につきましては、3回目の接種は、12歳以上の方の接種を本日6月8日で終了する予定でございます。6月5日現在で3回目接種をされた方々は9,779名で、接種率は72%になってございます。また、5歳から11歳の児童の方々の1回目、2回目の接種につきましては、3月20日から集団接種を開始をし、5月末で終了してございます。引き続き接種を希望される方に対し、医療機関にお願いして接種を継続してまいります。

4回目の接種につきましては、対象者が60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患のある方となっております。60歳以上の方につきましては、3回目から5か月を経過した時期に役場から接種券をお送りいたします。なお、18歳以上59歳以下の基礎疾患のある方につきましては、申込制とさせていただきます。全体では、対象者を6,600人と見込んでおり、集団接種の日程は7月中旬から9月末を予定してございます。

また、ワクチン接種を終了しましても、感染、発症する場合もございますので、御自身や大切な方を守るため、改めて人と触れ合う際のマスクの着用や3密の回避等、基本的な感染予防

対策の徹底をお願い申し上げます。

次に、防災・減災対策の関係でございます。

このたび建設を進めておりました那智勝浦町消防本部と防災センターが完成をし、議員各位の出席の下、竣工式を4月6日、内覧会を4月9日に開催をいたしました。当施設は、消防・防災、救急活動の拠点となりますが、消防職員や町職員の消防・防災訓練はもとより、自主防災組織の皆様や町民の方々にも防災訓練を実施する拠点としてまいります。また、役場本庁舎が被災した際の災害対策本部となるなど、新たな防災拠点となり、これによりまして町民の皆様方の安心・安全の向上が図られるものと考えてございます。

また、かねてより津波避難困難地域の解消に努めてまいりましたが、残っておりました築地地区につきまして、このたび用地取得が進み、本年度から津波避難施設の建設に向け取組を進めてまいります。

次に、観光関係の報告でございます。

今年のゴールデンウィークは、3年ぶりに新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい行動制限のないゴールデンウィークとなりました。本町を訪れた観光客は、宿泊、日帰りともに増加をし、昨年と比較し約2倍となっております。しかしながら、コロナ禍前の2019年と比較しますと約60%になってございまして、依然厳しい状況が続いている状況でございます。

また、2年連続で中止している花火大会ですが、万全の感染防止対策を講じての大会運営は困難であると判断をし、今年度も中止が決定をされました。3年連続で花火大会が中止になることは大変残念ではございますが、事態の収束状況により、何らかの形で皆様方に楽しんでいただける花火の打ち上げが実施できないか検討してまいりたいと考えております。

また、新宮市と共同実施しておりました天空ハーフマラソン大会も、昨年、一昨年に続き、中止決定となっております。

次に、福祉関係の報告でございます。

新宮市立医療センターの分娩予約が6月から再開をされます。当地域において不足する産婦人科医師を緊急的に確保するため、県や近隣市町村と協力をし、費用分担し取り組んでまいります。

また、健康づくりといたしまして、昨年度、国の補助金を活用し、「高齢者を中心とした町民の健康増進事業」として体育文化会館の改修を実施をいたしました。体操教室が行われるよう部屋の改修を行い、ストレッチマシンやトレーニングマシンを整備しており、本年4月からはトレーニング機器を活用した体験会も実施してございます。

木戸浦グラウンドの芝生化等も進め、体育文化会館周辺を町民の皆様方の健康づくりのために利用していただけるよう進めてまいります。

それでは、本議会に提案しております議件の概要説明に当たり、初めに令和4年度補正予算に係る経済対策等の事業について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による観光客誘客の停滞で、地域経済は引き続き大変厳しい状況が続いてございます。補正予算により対策を実施をし、誘客促進を図ってまいります。

まず、宿泊クーポン助成事業を今年度も実施をしたいと考えてございます。Go To トラベル事業も、再開時期や内容は明らかになってない中ではございますが、少しでも早く多くのお客様にお越しいただくべく、事業を展開してまいります。

また、観光バス助成事業も実施をし、旅行会社が団体旅行として商品造成いただきやすい環境を整備することで誘客促進を図ってまいります。

生活支援といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、昨年に引き続き特別給付金を支給いたします。住民税非課税の子育て世帯や失業等で家計が急変したと認められる世帯の18歳までの児童1人当たり5万円の給付金を支給をいたします。

ほかに、先ほど申し上げました産婦人科医師の確保のため、医師派遣が可能な県外の医療機関に対して、和歌山県が実施主体となり支援をする「産婦人科医師緊急確保対策事業」及び新宮市立医療センターにおける「産婦人科医師派遣事業」につきまして、県や近隣市町村と協力をして費用を分担して取り組んでまいります。

また、小・中学校給食費につきましては、昨今の材料の高騰化の影響で増額をせざるを得ない状況となってまいりましたが、保護者の皆様方への負担を増やすことなく、現状の額で維持できるよう、増額分の補填を行ってまいります。

ほかに取り組んでいる木戸浦グラウンドの芝生化について、芝刈り用のトラクターの購入等、必要な経費の増額を行ってまいります。

本議会に提案しております議件は28件でございます。報告が8件、条例改正が1件、補正予算が1件、財産の交換が1件、固定資産評価審査委員会委員の選任が1件、農業委員会委員の任命が14件、諮問が2件でございます。

報告第2号は、税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第3号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第4号職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当の支給期限を1年間延長する改正で、専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第5号から報告第8号は、一般会計、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、介護保険事業費特別会計に係る令和3年度補正予算について専決処分の承認をお願いするものでございます。事業費等の確定による調整が主なものとなっております。

報告第9号は、一般会計予算の繰越計算書についての御報告でございます。

議案第34号介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入の減少が見込まれた場合に、介護保険料の減免措置を実施すべく所要の改正を行うものでございます。

議案第35号は、一般会計補正予算であり、主なものとして、先ほど申し上げた宿泊クーポン

助成事業や観光バス助成金交付事業実施に係る補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、新宮市立医療センター産婦人科医師緊急確保事業、低所得子育て世帯に子供1人につき5万円を支給する特別給付金事業、住民税非課税世帯等に10万円を支給する臨時特別給付金事業、那智勝浦観光機構の新規誘客事業に対する補助金の増額、小・中学校給食の給食材料費の高騰による増額分の公費負担や、木戸浦グラウンド芝生化に係る事業費などの増額の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算それぞれ1億9,336万1,000円を追加をし、予算総額100億236万1,000円とするものでございます。

議案第36号は、町道の路線振替に伴う用地の交換について議会の議決をお願いするものでございます。

議案第37号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第38号から議案第51号は、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

その詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第2号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和4年3月31日に専決処分をいたしております。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付で交付されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分させていただいております。例年このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページに、資料として新旧対照表及び関係資料をお配りさせていただいております。説明は関係資料でさせていただきますのでよろしく願いいたします。



関係資料1ページをお願いいたします。括弧内に改正理由を記載しております。

第48条第9項は、法人の町民税の申告納付を定めたもので、法律の改正による項ずれの整備を行うものでございます。

次に、第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料を定めたものと、その下の括弧、第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料を定めたもので、法律の改正により、記載をされている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等には、住所の削除等、法に定める措置を講じたものをそれぞれ閲覧または交付することができるとする規定を追加するものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例を定めるもので、第2項は法律の改正により固定資産税の課税標準の特例の参酌値が4分の3から5分の4に改めたことに対応するものでございます。

第3項から第24項は、法律の改正による項ずれの整備を行うものでございます。

第25項の法附則第15条第44項は、新たに規定されたもので、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、県により指定された貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税の課税標準を4分の3とするものでございます。

次に、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定めたもので、法改正に伴う字句の整備を行うものでございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例を定めたもので、宅地等の評価額が上昇したことにより税負担が上昇した場合の固定資産税の特例の規定について、法律の改正により商業地等に係る令和4年度分の税額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の課税標準となるべき価格に100分の2.5を乗じて得た額を加算した額を課税標準とした場合の税額を超える場合には、その商業地等の調整税額とする規定を追加するものでございます。

附則として第1条、この条例は令和4年4月1日から施行する。

第2条は、固定資産税に関する経過措置について記載してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第3号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第5、報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明いたします。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和4年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付で公布されたことに伴い改正するもので、賦課限度額の引上げについて改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中、「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中、「190,000円」を「200,000円」に改める。第2条は課税額について定めたもので、基礎課税額に係る賦課限度額を65万円に改め、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を20万円に改めるものでございます。

第24条中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。第24条は国民健康保険税の減額について定めたもので、保険税の軽減により得た額の限度額を基礎課税額については65万円に改め、後期高齢者支援金等課税額につきましては20万円に改めるものでございます。

以下、附則といたしまして、第1項で施行期日を令和4年4月1日とし、第2項で適用区分を定めてございます。

資料といたしまして新旧対照表を配付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 報告第4号 専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について**

○議長（荒尾典男君） 日程第6、報告第4号専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 報告第4号専決処分（那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和4年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明は、関係資料の新旧対照表で説明させていただきますので、資料を御覧ください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当の適用期間を延長するものでございます。

枠内を御覧ください。

附則第6項に規定する新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当の適用期間を、改正前は令和4年3月31日までとしていたものを令和5年3月31日までの1年間延長するものでございます。

新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当につきましては、昨年の6月議会で職員の特殊

勤務手当に関する条例を改正し、新設いたしました。これはコロナ病床拡大に係る国の補助金を活用し、職員確保のための処遇改善を行ったものです。適用期間につきましては、当初は補助金の事業対象期間に合わせて6月30日までとしましたが、補助金の事業対象期間延長に伴い、9月議会で条例改正し、令和4年3月31日まで延長しております。今年1月以降は、手当の財源として病床確保事業補助金を活用しておりますが、4月以降の病床確保について、県からの要請が来たのが3月下旬であり、適用期間の延長が3月議会に間に合わず、専決処分させていただいたところであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第5号 専決処分（令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した  
事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第7、報告第5号専決処分（令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第5号、専決処分（令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和4年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,831万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,496万8,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款1町税から、1枚めくっていただきまして、5ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額91億5,665万1,000円に補正額で1億1,831万7,000円を増額し、計で92億7,496万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から8ページの款12諸支出金までで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄中、公共事業等債から一番下の緊急自然災害対策事業まで、借入限度額の確定により、計の補正前の限度額4億4,596万9,000円から補正後の限度額を4億4,066万9,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額91億5,665万1,000円、補正額は1億1,831万7,000円の増額、計で92億7,496万8,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国県支出金で7,939万5,000円の減額、地方債で530万円の減額、その他で1,530万3,000円の減額、一般財源は2億1,831万5,000円の増額となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

こちらからは総務課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

下段の款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税から、19ページの款12交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付金等の額の確定により補正をお願いしてございます。

これらのうち、19ページ上段にございます款11地方交付税につきましては、補正額が1億

2,073万5,000円の増額で、計で39億8,051万9,000円となっております。内訳といたしまして、普通交付税が35億1,070万6,000円、特別交付税が4億6,981万3,000円で、前年度と比較し4億6,592万7,000円、率にいたしまして13.3%の増額となっております。

22ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、2行目の節5新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で134万6,000円の増額につきましては、事業費の確定による補助金額の増額でございます。節7地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金567万1,000円につきましては、町営バス下里線、勝浦線、宇久井線の運営経費に係る地域内フィーダー系統確保事業補助金の補助要件に該当となったものでございます。

25ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節3県移譲事務市町村交付金22万4,000円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

目6消防費補助金、節2わかやま防災力パワーアップ事業費補助金で170万9,000円の減額でございます。ブロック塀耐震化促進事業に係る事業費の確定によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

中段の款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、8,000万円の取崩し予算を計上しておりましたが、決算見込みから全額減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入のうち、説明欄記載の（総務課分）の1行目と2行目の市町村振興協会市町村交付金は、それぞれの宝くじに係る交付金の額の確定によるものでございます。3行目、和歌山地方税回収機構派遣職員交付金、それと4行目、後期高齢者医療連合派遣職員給与等交付金につきましては、それぞれの団体に派遣している職員の人件費について、派遣先より受け入れたものでございます。5行目の災害共済事業加入推進協力費につきましては、県町村会より災害共済事業の事務処理等に係る経費並びにコロナ感染対策費用として交付されたものでございます。

29ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、目1総務債から30ページの目11消防債まで、それぞれ起債額の確定により補正をさせていただいております。

31ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

総務課の関係は、32ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料の146万円の減額から、節4共済費の357万3,000円の減額につきましては、主に休職者等に係る給与減額等による人件費の減額でございます。節8旅費274万2,000円の減額から節18負担金、補助及び交付金の758万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の事項について不用額が生じたので、減額させていた

だいたものでございます。

目3財産管理費、節10需用費122万8,000円の減額、節11役務費175万5,000円の減額、節12委託料75万円の減額、次のページの節14工事請負費120万2,000円の減額につきましては、それぞれ説明欄記載の事項に係る実績見込みにより減額させていただくものでございます。

このページ一番下の目10町営バス運行費につきましては、歳入で御説明いたしましたが、町営バス下里線、勝浦線、宇久井線の運行費用が国庫補助金の補助要件に該当となったため、財源内訳を変更するものでございます。

39ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、一番下の目9病院費につきましては、財源内訳の変更でございます。職員の防疫作業手当に係る費用について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

47ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、このページ一番下の目6災害対策費、節3職員手当等から48ページ上段にわたります節18負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。節3職員手当等132万5,000円の減額につきましては、職員の勤務実績によるものでございます。節10需用費90万5,000円の減額につきましては、道路等の施設や防災関係機器類等の修繕に係る実績見込みによるものでございます。節14工事請負費25万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の勝浦小学校敷地造成工事に係る事業費の確定により減額させていただくものでございます。節18負担金、補助及び交付金634万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の48ページにわたります3つの事業補助金に係る額の確定により減額させていただくものでございます。

52ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金103万4,000円の減額、目2利子2,561万6,000円の減額は、償還額の確定により減額させていただくものでございます。

53ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費の補正額1億円、目2減債基金費3億円、2つ飛びまして目7公共施設整備基金費2億円の増額は、それぞれの基金に積み立てるものでございます。主に地方交付税の増額に係るところが要因でございます。

54ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人合わせて5,536万4,000円を増額いたしま

して、計5億2,816万5,000円で、令和2年度決算時の予算額と比べまして107万8,000円の増額でございます。今回の補正の内訳につきましては、決算見込みにより個人の現年度課税分で4,500万6,000円の増額、滞納繰越分で212万5,000円の増額、法人の現年度課税分で750万8,000円の増額、滞納繰越分で72万5,000円を増額するものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、現年と滞納繰越分を合わせて2,514万8,000円を増額いたしまして、計6億4,441万1,000円で、令和2年度決算時の予算額と比べ1,760万9,000円増額でございます。内訳につきましては、決算見込みにより現年度課税分で2,103万3,000円、滞納繰越分411万5,000円を増額するものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

次に、項3の軽自動車税、目2種別割でございますが、決算見込みにより現年度課税分で491万8,000円を増額いたしまして、環境性能割も含めた軽自動車税全体で5,846万2,000円とさせていただきます。

次に、項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより1,479万円を増額して、1億3,027万円とさせていただきます。

次に、27ページをお願いいたします。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金でございますが、決算見込みにより224万5,000円を増額いたしまして、計424万5,000円とさせていただきます。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、補正額221万5,000円の減額は、決算見込みによる会計年度任用職員報酬の増と、過誤納金還付金の減額をさせていただくものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節3廃棄物処理手数料の661万2,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。

22ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金50万円の増額につきましては、説明欄記載の合併処理浄化槽設置に伴う補助金確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金費事務委託金の119万7,000円につきましては、事務費交付金の確定による増額でございます。

24ページをお願いいたします。



款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の253万7,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節7重度心身障害児者医療費補助金の393万3,000円の減額と、節8ひとり親家庭等医療費補助金の122万1,000円の減額につきましても、額の確定によるものでございます。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金の189万3,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置に伴う補助金額の確定によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の1,601万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の特別会計の決算見込みによる繰出金の減額でございます。

目2国民年金事務費につきましては、交付金の増による財源内訳の変更でございます。

36ページをお願いいたします。

目8重度心身障害児者福祉医療費の802万1,000円の減額と、目9ひとり親家庭等福祉医療費の413万6,000円の減額につきましては、医療費の確定によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目4子ども医療対策費の734万7,000円の減額につきましても医療費の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の1,189万4,000円の減額につきましては、説明欄1行目の環境衛生施設一部事務組合の決算見込みに伴う本町負担額の変更による減額と、説明欄2行目、浄化槽設置整備事業補助金の申請件数の確定による減額で、3年度実績は37基でございました。

40ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節12委託料の110万2,000円の減額につきましては、説明欄記載のごみ焼却施設運転管理業務委託の決算見込みによるものでございます。節18負担金、補助及び交付金の352万4,000円の減額につきましては、最終処分場への搬入実績に係る負担金の確定による減額でございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 課長に代わりまして説明をさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

福祉課の関係について御説明申し上げます。

21ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節4子どものための教育・保育給付費国庫負担金562万5,000円の減額は、説明欄記載の天満保育園から大野保育所に係る運営費の実績に伴う減額でございます。節5児童手当国庫負担金632万1,000円の減額は、説明欄記載のゼロから3歳未満から特例給付に係る児童手当の実績に伴う減額でございます。

目2衛生費国庫負担金、節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金914万9,000円の増額は、接種に要する医師や看護師等の人件費分に係る10分の10の負担金で、1、2回目の接種及び前倒しとなった3回目の接種に係る負担金でございます。実績に伴いまして増額させていただくものでございます。

22ページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金で709万2,000円の減額は、障害児者等に対する地域での生活の支援を行うもので、事業費の2分の1以内の補助金で、金額の確定による減額でございます。節5子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金325万円の減額は、説明欄記載のとおり、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するものでございます。10分の10の補助金で、事業費の確定により減額するものでございます。節8子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、説明欄記載の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業4,293万8,000円の減額、次の子育て世帯等臨時特別給付金事業462万1,000円の減額ですが、前者は住民税非課税世帯への1世帯当たり10万円の給付金で、後者は子育て世帯への児童1人当たり10万円の給付金でございます。いずれも10分の10の補助金で、事業費の確定により減額するものでございます。

目3衛生費国庫補助金、節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金454万7,000円の増額は、ワクチン接種における人件費以外の体制確保に要する費用に対する補助金で、3回目の接種の前倒し等により増額するものでございます。

24ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節4子どものための教育・保育給付費負担金294万8,000円の減額、節5児童手当負担金130万5,000円の減額は、国費と連動した県負担金の減額でございます。

35ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節4共済費5,000円の補正は、会計年度任用職員1名分の社会保険料に係る不足分を増額させていただくものでございます。節18負担金、補助及び交付金792万2,000円の減額は、町社会福祉協議会補助金の減額で、育児休暇1名、退職者1名による人件費の減額が主な要因でございます。

目3老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金、町老人クラブ補助金128万8,000円の減額は、コロナの影響で大会や研修の中止等により減額するものでございます。節19扶助費、説明欄記載の福祉乗車券助成125万円の減額、養護老人ホーム保護措置費500万2,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。節27繰出金2,593万6,000円の減額は、介護保険事業費特

別会計への繰出金でございます。介護給付費の実績見込みによる市町村の法定負担分及び事務経費等の確定による減額でございます。

目4人権啓発費、節8旅費130万円の減額は、人権尊重推進委員会先進地視察研修の未実施による減額でございます。

目7障害者福祉費、節19扶助費1,902万3,000円の減額は、説明欄記載の自立訓練費から更生医療費の実績見込みによる減額でございます。

36ページをお願いいたします。

目10福祉健康センター費、節1報酬2,000円の増額は、福祉健康センター運営に係る会計年度任用職員1名分の不足分を増額するものでございます。節14工事請負費102万円の減額は、老朽化により雨漏りを防止するため外壁塗装工事を行ったもので、事業費の確定により不用額を減額するものでございます。

目11住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、1世帯当たり10万円の給付金でございます。節12委託料303万6,000円の減額は、電話対応や受付業務、入力や郵送などの給付に関する業務を委託するもので、事業費の確定により不用額を減額するものでございます。節18負担金、補助及び交付金4,410万円の減額は、説明欄記載の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で、国の10分の10の補助金を受け実施するものでございます。住民税非課税世帯2,238世帯、家計急変世帯7世帯、合計で2,245世帯に10万円を給付いたしました。令和3年度分の事業費の確定により不用額を減額するものでございます。

なお、この本事業につきましては、令和4年9月30日までの事業でございまして、現在も令和4年度事業費として繰越しを行い、引き続き実施してございます。

37ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費286万8,000円の減額は、子育て世帯応援給付金事業でございます。18歳までの児童及び大学生等を養育する保護者に対し、児童1人当たり1万円を支給したものでございます。この事業は町独自の事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、10分の10の補助金を活用して実施した事業でございます。節1報酬及び節4共済費は、事務補助として雇用いたしました会計年度任用職員1名分の人件費不足分でございます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の子育て世帯応援給付金291万円の減額は、事業費の確定により不用額を減額するものでございます。児童1,909人に給付金を支給いたしました。

目2児童措置費、節1報酬1,944万1,000円、節3職員手当等447万7,000円、節4共済費484万8,000円の減額は、主に会計年度任用職員の保育士や給食調理員、学童指導員に係る人件費等の実績による減額でございます。節10需用費256万1,000円の減額は、給食材料費の実績見込みによる減額でございます。節12委託料620万9,000円の減額につきましても、説明欄記載の私立保育所運営委託費の実績による減額でございます。節14工事請負費101万4,000円の減額につきましても、説明欄記載の保育所修理工事の実績による減額でございます。節19扶助費、備

考欄記載の児童手当、ゼロから3歳から特例給付まで合計870万円の減額は、支給実績に伴う減額でございます。当初見込んでいた人数に比べ、実績支給人数の減少によるものでございます。次の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、国の10分の10の補助を受け実施するもので、住民税非課税世帯等の子育て世帯を対象に18歳までの児童1人当たり5万円を給付するもので、171名に支給いたしました。345万円の減額は事業費の確定による減額でございます。

38ページをお願いします。

目5子育て世帯等臨時特別支援事業費、節18負担金、補助及び交付金、子育て世帯等臨時特別給付金は、国の10分の10の補助を受け実施するもので、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、18歳までの児童1人当たり、これは10万円を給付するもので、1,710名に支給をいたしました。1,200万円の減額は事業費の確定による減額でございます。

39ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬163万7,000円の減額は、当初予算では、育児休暇による保健師1名分及び保健対策関係の事務職員1名分の雇用をお願いしておりましたが、そのうち事務職員1名について、新型コロナワクチン接種事業費での雇用といたしましたので、その分が不用額となり、減額させていただくものでございます。節18負担金、補助及び交付金110万2,000円の減額は、説明欄記載の子どもインフルエンザ予防接種費用助成金の額の確定による減額でございます。

続きまして、目3新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,116万5,000円の減額でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、1、2回目の集団接種を昨年4月より体育文化会館において開始いたしました。12歳以上の希望者に対しまして令和3年11月に集団接種を終了してございます。3回目接種につきましては、令和4年1月より集団接種を開始し、本日6月8日で終了となる予定となっております。なお、接種実績ですが、6月5日現在で、1回目の接種人数が1万1,682名、接種率86%、2回目が1万1,610名、85.5%、3回目接種が9,779名、72%となっております。今回の減額補正は、令和3年度分の接種事業費の確定による減額でございます。節3職員手当218万4,000円の減額は、実績による減額でございます。節7報償費、集団接種謝礼817万9,000円の減額は、集団接種会場で従事していただく医師、看護師、保健師への謝礼で、実績による減額でございます。節12委託料、個別接種業務委託890万5,000円の減額は、個別接種に協力いただいた医師、医療関係に対して支払うもので、実績による減額でございます。節13使用料及び賃借料、会場借上料96万6,000円の減額は、体育文化会館や町立温泉病院の借上料で、次の会場設備借上料93万1,000円の減額は、会場内の通信機器、トランシーバーの借上料で、いずれも実績による減額でございます。

目6健康増進費、節12委託料、胃がん検診委託185万2,000円の減額及び目7母子対策費、節12委託料、妊婦健診委託192万円の減額につきましても、事業費の確定による減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節3那智駅交流センター使用料558万7,000円の減額につきましては、コロナ禍での休館等による入浴施設の実績に伴う減額でございます。

25ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節4農業次世代人材投資資金交付金補助金150万円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。節5野菜花き産地総合支援事業費補助金257万7,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。節12農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金409万6,000円の減額につきましては、有害鳥獣捕獲の実績に伴う減額でございます。節17次代につなぐ漁村づくり支援事業補助金197万5,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。

26ページをお願いいたします。

節19情報収集等業務効率化支援事業交付金8万円の減額につきましては、県がタブレット導入への事務手続による後れが生じ、令和3年度での事業完成が困難となったため、減額をお願いするものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金2万9,000円の減額につきましては、額の確定による減額でございます。

28ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、節1雑入の説明欄、農林水産課分的那智駅交流センター産品等販売料274万4,000円の減額につきましては、産品等販売料の実績に伴う減額でございます。

41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節17備品購入費8万円の減額につきましては、県がタブレット導入への事務手続による後れが生じ、令和3年度での事業完成が困難となったため、減額をお願いするものでございます。今後、県の進捗状況を見ながら、令和4年度中に再度上程させていただきます。

目3農業振興費、節4共済費2万2,000円の増額につきましては、予算編成時に算定誤りがあり、補正をお願いするものでございます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載、農業次世代人材投資資金交付金150万円の減額につきましては、当初新規に2件分を予定しておりましたが、1件分の申請でございましたので、150万円減額させていただいてございます。その下、野菜花き産地総合支援事業515万4,000円の減額につきましては、イチゴ生産組合より当初の事業計画の見直しの相談があり、事業を縮小したため、減額させていただいてございます。

目5那智駅交流センター管理費、節4共済費7万8,000円の増額につきましては、予算編成

時に算定誤りがあり、補正をお願いするものでございます。節10需用費124万5,000円の減額につきましては、コロナ禍での休館等による消耗品費の実績による減額でございます。

42ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業総務費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目2林業振興費、節7報償費457万6,000円の減額につきましては、有害鳥獣捕獲の実績に伴う減額でございます。

目3森林環境整備費、節12委託料183万円の減額につきましては、説明欄記載の業務委託のそれぞれ額の確定に伴う減額でございます。節18負担金、補助及び交付金137万1,000円の減額につきましては、事業の実績に伴う減額でございます。節24積立金327万2,000円の増額につきましては、委託料、負担金、補助及び交付金の残額を基金に積立てするものでございます。

項3水産業費、目2水産振興費、節14工事請負費62万円の減額につきましては、工事費の額の確定によるものでございます。節18負担金、補助及び交付金の説明欄、水産振興会補助金180万円の減額につきましては、いせえび祭り中止に伴う減額でございます。その下、次代につなぐ漁村づくり支援事業補助金197万4,000円の減額につきましては、新規漁業希望者を令和3年4月より受け入れられるよう体制を整えておりましたが、漁業希望者が11月からの開始となりましたので、減額させていただいております。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4地方創生推進交付金111万円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。

次に、25ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4移住支援事業補助金150万円の減額につきましても、実績見込みによる減額でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金1,345万8,000円の増額につきましては、令和3年度ふるさと納税の実績見込みによる増額でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節10需用費678万1,000円の減額につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る費用378万1,000円とロケットの見学場の整備に係る費用300万円の減額でございます。両者とも実績見込みによるものでございます。続きまして、節11役務費は298万1,000円を増額させていただいております。通信運搬費101万5,000円の減額に

つきましては、ふるさと納税における返礼品の送料に係る費用で、実績見込みによる減額でございます。手数料399万6,000円の増額につきましては、ふるさと納税におけるふるさと納税サイトの利用料、クレジットカード、電子マネー等の決済手数料でございまして、寄附件数の増加による増額をお願いするものでございます。続きまして、節12委託料594万円の減額につきましては、地域おこし協力隊業務委託で463万3,000円、集落支援員業務委託で130万7,000円を減額しております。地域おこし協力隊業務委託につきましては、4月に任期満了した隊員の後任を補充できなかったこと、集落支援員業務委託につきましては、4月当初に委託予定が8月になってしまったことによる差額分を減額させていただくものでございます。節14工事請負費142万9,000円の減額につきましては、ロケット見学場整備工事、屋上整備、連絡橋整備の実績見込みによる減額でございます。次に、節18負担金、補助及び交付金500万円の減額につきましては、説明欄記載の2件の補助金の減額に伴うものでございます。花火大会実行委員会補助金につきましては、花火大会が未実施のため、それから移住支援補助金につきましては、令和3年度対象者がいなかったため、それぞれ全額を減額させていただくものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金の863万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の4件の補助金の金額確定に伴うものでございます。商工振興事業補助金200万円の皆減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で商工祭、南の国の雪まつりが開催されなかったことによるものでございます。空き店舗活用事業補助金235万2,000円の減額につきましては、2件分の予算枠に対し、活用実績が1件だったことにより減額するものでございます。那智勝浦まちなか商品券事業費補助金326万6,000円につきましては、令和3年度実施の第3回目のまちなか商品券事業に係るもので、こちらも実績により減額させていただいております。3回目のまちなか商品券事業の商品券回収率は99.35%でございました。

次の44ページをお願いします。

款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節18負担金、補助及び交付金の2,134万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の補助金額の確定に伴うものでございます。やる気観光地魅力アップ協働事業補助金では663万7,000円を減額しております。コロナ禍による事業断念が主なものとなっております。那智勝浦観光機構補助金につきましては、実績見込みにより1,470万4,000円を減額しております。減額の主な要因としまして、人件費が低減されたことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、プロモーションや卓球大会、あげいん熊野詣などの地域振興事業が実施できなかったことによるものでございます。

続きまして、款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節12委託料510万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の委託料の減額によるものでございます。海水浴場警備業務委託314万1,000円の減額につきましては、32日間開設予定としておりました2か所の海水浴場を、新型コロナウイルス感染拡大のため15日間に短縮したことが主な要因となっております。多言語解説板設置委託196万円の減額につきましては、事業費の確定による減額でござい

す。節14工事請負費299万4,000円の減額につきましては、舟見茶屋跡休憩施設改修工事に係る事業費の確定に伴うものです。節18負担金、補助及び交付金696万5,000円の減額につきましては、説明欄に記載の2件の新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業の事業費確定に伴うものです。観光バス助成金交付事業費補助金では208万6,000円を、宿泊クーポン助成事業費補助金では487万9,000円を事業費の確定に伴い減額してございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金364万5,000円と、次の目6まちづくり応援基金費、節24積立金723万8,000円の増額補正につきましては、ふるさと納税の増額に伴い、それぞれ基金への積立金を増額補正させていただくものでございます。

観光企画課の関係は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

20ページ上段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、節4建設残土処理場使用料、補正額2,013万7,000円の増額につきましては、国の令和3年度直轄砂防事業による搬入土砂が年度下半期におきまして大幅に増加したためでございます。

23ページ上段をお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金、補正額48万8,000円は、説明欄記載、公営住宅長寿命化改修事業費確定に伴う補助率50%の補助金減額分でございます。

24ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目1総務費負担金、節1国土調査費負担金、補正額111万3,000円につきましては、説明欄記載、地籍調査事業補助対象経費の確定に伴う補助率4分の3の補助金減額分でございます。

33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、補正額227万9,000円の減額につきましては、節12委託料、説明欄記載の地籍調査測量業務委託費の確定による減額でございます。

44ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目3公園費、補正額37万6,000円の減額は、節14工事請負費、説明欄記載工事の額の確定による減額でございます。

45ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額622万5,000円減額させていただきました。内訳としまして、節1報酬175万1,000円の減額は、建設課作業員の会計年度任用職員制



度移行に伴う年収保障額及びその対象職員の減によるものでございます。節8旅費97万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大のため、県外で開催されます各種協議会の要望活動の減少と、その会議や国、県との事務打合せがウェブで行われたこと、そして数日間に及ぶ宿泊を伴う国交省主催の橋梁点検講習会等への参加見合せや、串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所派遣職員の県外用地交渉等の出張回数が減少したことによるものでございます。節12委託料350万円の減額につきましては、串本太地道路事業地の市屋、下里地区の地籍調査大規模筆界未定地におきまして、地権者間の境界確認不調のため筆界未定解消作業が実施できなかったことによるものでございます。

続きまして、目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額375万9,000円の減額につきましては、説明欄記載、残土処理場整備に係る整地作業委託費及び工事費の確定によるものでございます。

下段をお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額165万4,000円の減額は、町道の草刈りや側溝清掃に係る費用の一部を各区へ補助する説明欄記載、町道補修補助金の額の確定によるものでございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額348万3,000円の減額につきましては、町道の改良、側溝、舗装、災害防除工事等、計20件分の工事請負費確定によるものでございます。

46ページをお願いいたします。

項3目2河川改良費、補正額83万9,000円の減額は、和歌山県が実施します土砂災害対策事業に対する地元負担金の確定によるものでございます。

続きまして、下段でございます。

項6住宅費、目1住宅管理費、補正額97万5,000円の減額につきましては、国の補助金を受け、公営住宅等長寿命化計画に基づき実施しました4階建て天満第3団地の外壁防水塗装工事の額の確定によるものでございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防関係について御説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄、消防本部分に記載の消防団員公務災害補償共済838万円につきましては、補償共済額確定に伴う減額でございます。

47ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、説明欄記載の財源内訳の変更につきましては、防疫等作業手当の財源を新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金に変更するものでございます。

目2 非常備消防費、節1 報酬650万円につきましては、消防団員の年報酬及び出勤手当の支払い額確定に伴う減額でございます。節7 報償費740万6,000円につきましては、説明欄記載の消防団員退職報償金等の支払い額確定に伴う減額でございます。

目3 消防施設費、節12委託料126万5,000円につきましては、説明欄記載の業務委託の事業費確定に伴う減額でございます。

目4 消防・防災センター整備事業費、節17備品購入費279万9,000円につきましては、庁舎移転に伴い購入いたしました什器類等備品の入札等による差金を減額するものでございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

20ページをお願いします。

歳入です。

款14使用料及び手数料、項1 使用料、目7 教育使用料、節4 体育文化会館使用料の増額は、ワクチン接種会場やPCR検査会場などで利用が増加したものでございます。

23ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目7 教育費国庫補助金、節4 教育支援体制整備事業費補助金の減額は、給食室備品、スチームコンベクションオーブン購入に対する補助金でありましたが、半導体の供給不足から機器の入荷ができなかったため、減額するものでございます。節6 学校保健特別対策事業費補助金42万2,000円につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策等の費用に対する国庫補助金で、追加交付があったものでございます。

26ページをお願いします。

款16県支出金、項2 県補助金、目7 教育費補助金、節3 子どもの居場所づくり事業補助金の減額は、実績により減額するものです。

28ページをお願いします。

款21諸収入、目1 雑入のうち、教育委員会分、中学校給食費の減額は、実績により減額するものでございます。

48ページをお願いします。

歳出です。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、補正額309万7,000円の減額で、ALTコーディネーター1名が育児休暇を取得したため、報酬を減額するものです。

目3 教育諸費、補正額344万3,000円の減額で、内訳として節1 報酬の減額は、スクールソーシャルワーカー等の勤務実績によるものです。節18負担金、補助及び交付金の減額につきましては、説明欄記載の通学費補助で、高等学校等への通学に必要な定期等へ補助するものですが、実績により減額するものです。

49ページをお願いします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、補正額1,830万6,000円の減額でございます。内訳として、

節1報酬から節4共済費の減額につきましては、用務員や給食調理員等、会計年度任用職員の勤務実績によるものです。節13使用料及び賃借料の減額の内訳として、説明欄記載の教職員用パソコン借上料の減額は、昨年度リース期間が満了しましたが、昨年度に続いてもう一年、借換えを見送ったことによる減額です。校務支援システム使用料の減額につきましては、各学校におけるICTネットワーク環境の改善を図るため、全体的な設計見直しを行っており、その全体見直しの一環として校務支援システムが導入されることから、令和3年度においてはシステム導入を見送ったことによる減額でございます。節14工事請負費の減額は、説明欄に記載の下里小学校トイレ改修工事の実績によるものです。節17備品購入費の減額は、歳入でも御説明いたしました給食室備品、スチームコンベクションオーブンの減額によるものでございます。

目2教育振興費180万8,000円の減額は、節19扶助費の減額で、就学援助費の実績に伴う減額です。

50ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費675万円の減額で、内訳として、節1報酬及び節3職員手当等の減額は、特別支援教育支援員や用務員等、会計年度任用職員の勤務実績によるものです。節13使用料及び賃借料の減額は校務支援システム使用料で、小学校費と同様、ICTネットワーク環境の改善を図るため全体的な設計見直しを行っており、その全体見直しの一環として校務支援システムが導入されることから、令和3年度においてはシステム導入を見送ったことによる減額でございます。

目2教育振興費881万8,000円の減額です。内訳として、節13使用料及び賃借料の減額は、教育用コンピューター借上料で、昨年度リース期間が満了しましたが、昨年度に続いてもう一年、借換えを見送ったことによる減額です。節18負担金、補助及び交付金の減額は、説明欄記載の中学校体育連盟大会参加補助の実績により減額するものでございます。節19扶助費の減額は、就学援助費の実績に伴う減額です。

目3給食管理費278万円の減額は、内訳として節1報酬の減額、節10需用費の減額で、それぞれ給食調理員の勤務実績、また光熱水費や給食材料費の実績によるものです。

51ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、補正額144万2,000円の減額は、節12委託料で地域ふれあいネットワーク事業運営委託の実績によるものです。

項5青少年センター費、目1青少年センター管理費、補正額2万6,000円は、節1報酬で、会計年度任用職員報酬でございます。

52ページをお願いします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、補正額200万円の減額です。節18負担金、補助及び交付金で、新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会が中止されたことにより減額するものでございます。

目3体育文化会館費、補正額116万3,000円の減額は、節10需用費で、電気使用料の実績により減額するものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議会議務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 議会費の関係です。

31ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節8旅費222万3,000円の減額は、説明欄記載の3件の減額です。主なものとして、特別旅費140万円の減額は、予定しておりました友好都市上松町訪問が新型コロナの影響でできなかったことによるものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開11時20分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時13分 休憩

11時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

8番左近君。

○8番（左近 誠君） ページ39ページの胃がん検診委託、それについて支出が185万2,000円になったあるんですけど、それについて説明。福祉課ですか。

○議長（荒尾典男君） もう一度はっきり分かるようにお願いします。マイクが入ってませんでした。

○8番（左近 誠君） ページ39ページの胃がん検診ですね。それについてお尋ねいたします。支出100……。

○議長（荒尾典男君） 6番の健康……。

○8番（左近 誠君） 8万5,000円だったんですけどね。

○議長（荒尾典男君） 増進費のそこかな、これは。

○8番（左近 誠君） 胃がん検診のことについて。

○議長（荒尾典男君） 下から3行目ですね。

○8番（左近 誠君） 説明がなかったと思うんですけど、はい。

実は、胃がん検診で、一番胃がんになる確率の高いのはピロリ菌ですね。胃がんの患者の九十何%がピロリ菌を持っているということで、県もピロリ菌に対して物すごい力を入れておることなんですけど、うちのほうで県からのピロリ菌のそういう関係で力を入れよと言われることはないんでしょうか、どんなんでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 額の確定、金額のほうの確定ですけどね、これは、ここは。

○8番（左近 誠君） 金額じゃなしに、金額じゃなしに胃がんの検診をしているでしょう。胃がん検診ばっかししても、原因のピロリ菌の、胃がんの患者の九十何%がもうピロリ菌を保菌してあるわけやね。ほいで、その対応がみんな全国的に中高生に対しても、もうピロリ菌をやら

なあかんということで、全国各自治体がピロリ菌の撲滅というんですか。ほいで、特に和歌山県も多いんで、県も力を入れてやると。ほいで、自治体にその補助金を出すというのかな、そういうことをやられているんですよ。ほいで、がんの検査をするのはええんやけど、ピロリ菌を置いて、やったらあかへんと思うんです。それについて補助金とか、そういうのはあると思うんですけどね。

○議長（荒尾典男君） 減額についてのその状況を説明してくれということですね。

○8番（左近 誠君） それもあるんですけど。

○議長（荒尾典男君） 減額の状況、もっと検診率を上げなあかんのに、何でこない下がったんだということですか。端的に言うていただきたいんです。お願いします。

○8番（左近 誠君） それと減額してある理由も重ねてお願いします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） お答えします。

まず、胃がん検診につきまして、減額理由とか詳細を説明させていただいておりませんでした。胃がん検診につきましては、実績による減なんですけども、当初予算では800名の一応予算を組んでおりました、見込んでおりました。実績では、一応651名となっております。令和3年度は、令和2年度のコロナの影響もありまして、その反動でちょっと増えるかなって、上振れをするかなと予想してあったんですけど、思ったほど増えてございません。例年並みの結果となったため、減額するものでございます。

ピロリ菌が胃がんの原因であるということがございます。それにつきましては、あくまで胃がんの胃の検診ということで、ピロリ菌があるかないかという検診は特に行ってございません。そういった意見を今日いただきましたので、あとまた課内でもそういった意見をいただいたということで、係とまた共有して、その辺また検討、検討といいますか、また共有して考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 8番左近君。

○8番（左近 誠君） 今課長から、課長代理かな、仲さんからピロリ菌に対しても検討すると、町はね、ということをお願いしたんで、はい、これでいいです。

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結するのに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結するのに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第6号 専決処分（令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第8、報告第6号専決処分（令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第6号専決処分（令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和4年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,296万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,249万9,000円としてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1の国民健康保険税から款8諸収入まで歳入合計で、補正前の額23億4,545万9,000円から7,296万円を減額し、22億7,249万9,000円としてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款5保健事業費まで、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は7,296万円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金が6,624万2,000円の減額、その他特定財源61万3,000円の減額、一般財源が610万5,000円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年度課税分の1,405万3,000円の増額につきましては、医療給付費分から介護納付金分まで決算見込みによる補正でございます。節2滞納繰越分の296万6,000円の減額につきましては、徴収実績

による補正でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金の補正額6,562万1,000円の減額につきましては、交付決定額の確定によるものでございます。節1 普通交付金の6,563万5,000円の減額につきましては、療養給付費の減額に伴うもので、節2 特別交付金1万4,000円の増額につきましては、説明欄記載の項目について額の確定に伴う増額でございます。

目2 財政対策補助金の補正額44万7,000円の増額につきましては、重度心身障害児者医療の実施による保険者負担額の増加に伴う補助金で、金額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節2 その他一般会計繰入金につきましては、説明欄記載の人件費から法定外繰入まで、それぞれの区分の決算見込額に基づく補正でございます。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金の1,148万7,000円の減額につきましては、決算見込みの歳入歳出調整額として計上してございます。

款8 諸収入、項3 雑入、目1 雑入の61万3,000円の減額につきましては、第三者行為に係る徴収金の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12 委託料の11万円の減額につきましては、システム改修費用の確定によるものでございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、補正額4,880万6,000円の減額、目2 退職被保険者等療養給付費の補正額96万8,000円の減額、目3 一般被保険者療養費の補正額223万4,000円の減額、目4 退職被保険者等療養費の補正額10万円の減額及び目5 審査手数料23万円の減額につきましては、保険者負担分の確定により減額補正をさせていただいております。

9ページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費の補正額1,265万8,000円の減額及び目2 退職被保険者等高額療養費の補正額100万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

項5 移送費につきましては、実績がありませんでしたので、これに合わせて普通調整交付金を減額したための財源内訳の変更でございます。

10ページをお願いいたします。

項6 傷病手当金、目1 傷病手当金の補正額94万6,000円の減額につきましても、実績による減額で、対象件数は2件でございました。

款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費の補正額499万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の委託費の実績見込みによるものでございます。健診委託につきましては、受診者数は1,390名でございます。

項2保健事業費、目1保健事業費の補正額は91万1,000円の減額でございます。30歳代を対象とした内科検診や、希望者を対象とした脳ドックの委託に係るもので、節7報償費につきましては保健指導に係るもの、節12委託料につきましては健診委託に係るもので、それぞれの実績見込みによる補正をさせていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結するのに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 報告第7号 専決処分（令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第9、報告第7号専決処分（令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第7号専決処分（令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和4年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ223万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,127万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。



第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料から款5 諸収入までの補正で、歳入合計で補正前の額4億9,350万8,000円から補正額で223万2,000円を減額し、4億9,127万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金で223万2,000円を減額し、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は223万2,000円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、全額一般財源となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料、補正額200万円の増額につきましては、決算見込みによる補正でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額924万3,000円の減額につきましては、一般会計において受け入れる後期高齢者医療保険基盤安定負担金と療養給付費に係る繰入金、そして歳出において決算見込みに基づく補正を行ったことによる財源調整を行ったものでございます。

7ページをお願いいたします。

款5 諸収入、項2 雑入、目1 雑入の補正額501万1,000円につきましては、説明欄記載の過年度療養費返還金で、令和2年度療養給付費負担金の精算により本町分納付金に超過が生じたため、これを後期高齢者医療広域連合より受け入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金の補正額223万2,000円の減額につきましては、納付金額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結するのに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第8号 専決処分（令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第10、報告第8号専決処分（令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 報告第8号について御説明申し上げます。

報告第8号専決処分（令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。

専決処分書のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いいたします。

令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,430万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,953万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要としましては、歳入では支払基金交付金や県支出金、繰入金の減額でございます。介護給付費の減額に伴い、歳入を減額するものでございます。歳出では、主に介護給付費等の給付実績による減額補正と、それに伴う準備基金への積立金の増額でございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4支払基金交付金から款7繰入金まで、歳入合計補正前の額21億3,383万5,000円、補正額7,430万1,000円の減額、計20億5,953万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2 保険給付費から款4 基金積立金の歳出合計は、補正前の額、補正額、合計額とも歳入と同額でございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、4 ページの歳入、5 ページの歳出、それぞれ補正額7,430万1,000円の減額でございます。

5 ページの歳出、補正額の財源内訳は、国県支出金が684万8,000円の減額、その他で3,017万7,000円の減額、一般財源が3,727万6,000円の減額となっております。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、節1 介護給付費交付金2,845万7,000円の減額は、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金の法定負担分でございます。介護給付費の実績に伴い減額するものでございます。

目2 地域支援事業支援交付金、節1 地域支援事業支援交付金172万円の減額は、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に対しまして、支払基金より交付される法定の負担分でございます。総合事業の実績に伴い減額するものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、節1 介護給付費負担金607万9,000円の減額は、県からの法定負担分でございます。介護給付費の実績に伴い減額するものでございます。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金、節1 地域支援事業交付金（総合事業）76万9,000円の減額は、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に対し、県から交付される法定の負担分でございます。総合事業の実績に伴い減額するものでございます。

7 ページをお願いします。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 介護給付費繰入金1,499万3,000円、節2 地域支援事業繰入金（総合事業）122万1,000円、節3 地域支援事業繰入金（総合事業以外）187万円の減額は、介護給付費や地域支援事業費の実績に伴い、町の負担分を減額するものでございます。節4 低所得者保険料軽減繰入金93万7,000円の減額は、一般会計で受入れいたしました低所得者保険料の軽減分、国2分の1、県4分の1、加えて町の4分の1の負担分でございます。実績により減額でございます。節5 その他一般会計繰入金691万5,000円の減額は、一般管理費、賦課徴収費、認定調査費に係る事務関係経費の実績により減額するものでございます。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金1,134万円の減額は、当初介護給付費準備基金の取崩しを予定しておりましたが、給付費の実績により減額するものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費は、要介護1から5の方が施設や居宅で受ける介

護サービス費に係る給付費でございます。

目1 居宅介護サービス給付費1,260万円、目2 地域密着型介護サービス給付費2,940万円、目3 施設介護サービス給付費3,930万円の減額は、施設の休止やコロナ禍による利用控えの影響などから給付費が減少しており、その実績見込みにより減額するものでございます。

目4 居宅介護福祉用具購入費25万円、目6 居宅介護サービス計画給付費89万4,000円の増額につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費620万円の減額は、要支援1から2の方の訪問看護や介護通所リハビリ等の在宅サービスに係るもので、給付費の実績により減額するものでございます。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費は、医療保険同様、1か月の利用者負担額の合計額から所得区分ごとに定める利用者負担上限額を控除して、超えた額を高額サービス費として支給するもので、実績見込みにより293万2,000円を減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、低所得の方が経済的理由で介護保険施設を利用できないことがないよう、食費等の利用負担を所得に応じた一定額とし、負担の軽減を図るものでございます。実績により1,560万円減額するものでございます。

項7 市町村特別給付費は、説明欄記載の紙おむつ給付費支援事業でございます。当該事業につきましては令和2年度より見直しを図り、給付要件を緩和いたしました。そのため当初予算においては、対象者の7割程度、408名の申請を見込んでおりましたが、結果248名の申請となりました。実績見込みより1,010万円減額させていただくものでございます。

11ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1から2の方や、基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方が対象となる事業でございます。説明欄記載の訪問型サービス費577万円の減額は、介護予防、訪問介護と同様のサービスに係るもので、実績により減額するものでございます。通所型サービス費98万円の減額は、介護予防、通所介護と同様のサービスに係るもので、実績により減額するものでございます。介護予防ケアマネジメント費76万円の減額は、要支援者等に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるよう地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施するもので、実績により減額するものでございます。高額介護予防サービス費相当事業費4万円、次の高額医療合算介護予防サービス費相当事業費5万円の減額につきましても、実績に伴う減額でございます。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金、節24積立金4,828万7,000円の増額は、介護保険給付実績の見込みに伴うものでございます。介護給付実績が施設の休止やコロナ禍により利用控えの影響もございまして想定より少なく収まったため、生じた

余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 報告第9号 令和3年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（荒尾典男君） 日程第11、報告第9号令和3年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第9号令和3年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和3年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、令和3年度予算に計上している事業のうち、令和4年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款2総務費、項3戸籍住民台帳費の住民記録・住基ネット連携システム改修事業から款9教育費、項3の中学校費、学校保健特別対策事業までの9件の事業で、合計金額3億950万9,000円、うち翌年度繰越額は1億6,792万9,000円で、財源内訳は、既収入特定財源が0、未収入特定財源は国県支出金9,856万1,000円、地方債2,970万円で、一般財源は3,966万8,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお

願います。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

2番東君。

○2番（東 信介君） 今、繰越明許の報告を受けたんですけど、予算とか工事とか、この説明があると思うんですけど、今いろいろな資材とかが価格が上がったり、納期が長くなったりとかで、その辺のことをいろいろ考えてやられていると思うんですけど、その辺のところはいかがですか。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 確かに毎年のように資材、労務単価等は上がっておりますが、今回繰り越している事業に関しましては、令和4年度までの工期がほぼなものでございまして、その間の高騰による増額等はないものと今のところ判断しております。そして、例えば数年間にわたるような事業でありますならば、一定の割合でこういった分については、その都度協議して変更契約等を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第9号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第34号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第34号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 議案第34号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町介護保険条例（令和3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がることが見込まれる第1号被保険者に対し介護保険料の減免を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に収束の兆しが見えないことから、令和4年度分においても引き続き第1号被保険者の負担軽減を図るため減免措置を実施するため改正するものでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付しております。

新旧対照表をお願いいたします。

附則第3条において、（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）について規定をしております。

令和4年度分においても引き続き減免措置を実施するため、納期限の期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日に延長するものでございます。

減免の詳細につきましては規則で定めることとなっており、内容につきましては関係資料を添付しておりますので、関係資料をお願いいたします。

なお、この減免による保険料は、国の財政支援の対象となり、国の連絡に準じて規定するものでございます。

まず、対象となる方ですが、1、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方、2、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれ、次に該当する方となっております。(1)事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること、(2)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとなっております。

対象となる保険料は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限のものでございます。

減免額につきましては、1の方は全額、2の方は下記の計算式に当てはめた額となっております。

なお、減免額の見込みといたしましては、令和3年度は6名、34万700円の減免となりましたが、事業収入等の基準が前年度との比較であるため、令和4年度は令和3年度より減少する見込みと考えてございます。

改正条例にお戻りください。

施行期日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

経過措置といたしまして、令和4年3月31日までに納期限が定められている保険料の減免については従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第35号 令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第35号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第35号令和4年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,336万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億236万1,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額98億900万円に補正額1億9,336万1,000円を追加し、計で100億236万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款9教育費までの補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業について限度額を補正し、補正前の限度額の計14億7,929万8,000円から440万円を増額し、補正後の限度額の計を14億8,369万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ1億9,336万1,000円を増額をお願いしてございます。

6ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1億5,796万9,000円、地方債440万円、その他137万9,000円、一般財源は2,961万3,000円となっております。

7ページをお願いいたします。



2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は2,961万3,000円の増額で、計で33億7,961万3,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、2段目の節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額7,365万6,000円につきましては、この後、担当課より説明いたします宿泊クーポン助成事業、観光バス助成金交付事業、小・中学校給食費に係る助成事業の財源とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

下の段の款22町債でございます。目7教育債、節1の過疎対策事業債で440万円の増額補正で、説明欄記載の木戸浦グラウンド改修事業の財源としてお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出、こちらからは歳出となっております。それぞれ担当課より御説明申し上げます。

また、19ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5公害対策費の補正額26万円につきましては、水質測定業務委託に係るもので、水質汚濁に係る環境基準の改正により、大腸菌に関する項目が詳細となったため検査費用が増加となりますので、今回補正をお願いするものでございます。河川25、海域17、ほか3の計45か所分でございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲紀彦君） 福祉課の関係につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,561万1,000円は、4回目のワクチン接種における医師や看護師等の接種に要する人件費分の負担金として国から補助率10分の10で交付されるものでございます。

8ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節5保育士等処遇改善臨時特例交付金117万7,000円は、昨年国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育等の現場で

働く方々の収入の引上げが掲げられたことを踏まえ、本町においても令和4年2月から、会計年度任用職員の賃金3%程度の引上げを実施してございます。この交付金は、引上げに係る処遇改善分として国から交付されるものでございます。補助対象は4月から9月分までの6か月分で、補助率は10分の10でございます。なお、10月分以降は、交付税措置となつてございます。節6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金1,026万7,000円は、説明欄記載のとおり、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業で、国の施策に準じて昨年度に引き続き今年度も実施するものでございます。低所得者の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給するもので、10分の10の補助金を受け入れるものでございます。節7子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金3,675万5,000円は、説明欄記載のとおり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、1世帯当たり10万円の特別給付金でございます。この事業は、昨年度より繰越しを行い、引き続き実施している事業でございますが、今回、国による運用改善が図られることから、増額を見込み、追加補正をお願いするものでございます。10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

目3衛生費国庫補助金、節3新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金979万7,000円は、4回目のワクチン接種業務を実施するに当たり、接種券の発送やコールセンターの設置、集団接種会場の設備などの体制確保をするための費用を全額国の補助として受け入れるものでございます。なお、先ほどの国庫負担金に対しまして、こちらは人件費以外の経費に対する補助金でございます。

11ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬133万3,000円、節3職員手当等12万6,000円、節4共済費27万2,000円、節8旅費10万円は、福祉課生活・障がい支援係の職員1名が4月より欠員となつており、その代替分といたしまして会計年度任用職員1名をお願いするものでございます。

目11住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、補正額3,675万5,000円は、国の施策に準じて全額国の補助により実施する事業でございます。この給付金事業は、既に令和4年3月より実施している事業で、支給対象者は令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯もしくは令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当となつた世帯、家計急変世帯が対象となつております。今回、国による運用改善が図られることから、追加補正をお願いするものでございます。運用改善の内容ですが、令和4年度の住民税均等割の非課税世帯を新たに給付金の対象とするものでございます。令和4年6月1日以降の実施となります。令和4年度の課税状況を活用して、非課税世帯にプッシュ型による給付を行うものでございます。なお、既に給付金の支給を受けている世帯は対象外となります。2回はもらえないということになります。節3職員手当等6万3,000円は、事業に従事する職員の超過勤務手当でございます。節10需用費6万7,000円は、消耗品費や封筒印刷代でございます。節11役務費17万3,000円は、郵便料や口座振替手数料でございます。節12委託料145万2,000円は、給付金システムの改修に係る費用

でございます。節18負担金、補助及び交付金3,500万円は、臨時特別給付金を住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円支給するもので、令和4年度の住民税非課税世帯350世帯を見込んでございます。

12ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節1報酬187万円、節3職員手当等30万5,000円、節4共済費21万9,000円は、保育所や学童保育所の会計年度任用職員に係る人件費の補正をお願いするものでございます。国の経済対策により、保育士や幼稚園教諭を対象に賃上げ効果が継続される取組として、月額で3%程度引き上げる措置を令和4年2月から実施することとされております。本町においても会計年度任用職員の保育士や給食調理員、学童支援員の給与について、令和4年2月分給与から処遇改善を実施してございます。今回の補正は令和4年度の引上げ分として補正をお願いするものでございます。先ほども申しましたけども、財源ですが、引上げ分の半年分に対しまして10分の10の国の補助金がございますけども、その後は交付税措置となっております。

目5低所得子育て世帯生活支援事業費、補正額1,097万9,000円は、国の施策に準じ、全額国の補助により実施する事業でございます。

福祉課関係資料の1ページをお願いいたします。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものでございます。

(1)の支給対象者ですが、児童扶養手当受給者等低所得者の独り親世帯と令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯、また失業等で家計が急変したと認められる世帯で、対象となる児童は18歳までの児童でございます。

(2)の給付額は、児童1人当たり一律5万円、全額国庫負担でございます。令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方は申請は不要となっており、対象者の多くの方は申請不要で支給できる見込みでございます。

(3)の実施主体ですが、低所得の独り親世帯分は都道府県や市が実施主体となっており、それ以外のその他の低所得の子育て世帯については町が実施主体となっております。また、申請が必要な方につきましても可能な限り速やかに支給していきたいと考えてございます。

予算書12ページにお戻りください。

節3職員手当等5万4,000円は、従事する職員の超過勤務手当でございます。節10需用費2万円、節11役務費2万2,000円、節12委託料67万1,000円は、封筒印刷代や口座振替手数料、システム改修等の事務経費でございます。節18負担金、補助及び交付金950万円は、特別給付金を対象児童1人当たり5万円支給するものでございます。住民税均等割が非課税の子育て世帯に属する18歳までの児童190名分、約80世帯分を見込んでございます。次の節22償還金、利子及び割引料、補正額71万2,000円は、令和3年度分の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯

生活支援特別給付金の事業費の確定による返還金でございます。

13ページをお願いします。

目6子育て世帯臨時特別支援事業費、節22償還金、利子及び割引料、補正額927万5,000円は、令和3年度分の子育て世帯等臨時特別給付金、児童1人当たり10万円給付金の額の決定による返還金でございます。

14ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額2,540万8,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、3回目の接種が本日、6月8日で終了となりますが、現在、引き続き4回目接種の準備を進めているところでございます。接種対象者は、3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方及び18歳から59歳の基礎疾患を有する方、もしくは重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。現在、接種券の発送準備を進めているところでございます。接種者の見込みですが、60歳以上の方で6,000名、18歳から59歳の基礎疾患を有する方で600名、合計6,600名の方を見込んでございます。集団接種の日程ですけれども、7月中旬頃から開始をいたしまして、9月中には終了の予定となっております。引き続きできるだけ早いワクチン接種を目指し取り組んでまいります。今回の補正につきましては、この4回目の接種に係る費用をお願いするものでございます。

節1報酬127万9,000円は、相談窓口において問合せや相談業務を行う保健師2名の6月から9月分までの報酬でございます。節3職員手当等125万8,000円は、接種業務に従事いたします職員の平日及び休日の超過勤務手当、管理職員特別手当でございます。節4共済費20万6,000円は、会計年度任用職員の社会保険料でございます。節7報償費874万5,000円は、集団接種会場で従事していただく医師、看護師、保健師への謝礼でございます。1回の集団接種において医師3名、看護師7名、保健師5名の平日24回、休日6回分をお願いしてございます。節8旅費は、会計年度任用職員の通勤費でございます。節10需用費109万3,000円は、印刷用紙とか医療の物品代等でございます。節11役務費、説明欄記載の通信運搬費207万2,000円は、接種券の郵送料や電話料でございます。広告料は新聞広告料で、手数料は注射針等の廃棄物処分手数料でございます。12委託料、説明欄記載の個別接種業務委託145万7,000円は、医療機関に国が示す単価、接種1回当たり2,277円を支払うものでございます。集団接種業務委託269万円は、接種会場の交通整理に係る警備委託や会場の設営委託、高齢者に係る送迎バスの委託料でございます。次の会場運営業務委託280万9,000円は、集団接種を円滑に実施するため、人材派遣会社に人材を派遣するもので、平日24回、休日6回分をお願いしてございます。次のワクチン接種システム改修業務委託64万4,000円は、4回目接種に対応するため、システムを改修するものでございます。節13使用料及び賃借料286万円は、説明欄記載の会場借上料は、体育文化会館のアリーナ借上料で、会場設備借上料はトランシーバーの借上料でございます。

次のページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金、自治体委託業務災害補償保険負担金10万6,000円は、医療職

などの専門職に委託します業務の事故に対する補償保険の負担金でございます。

目6健康増進費、補正額137万5,000円でございます。昨年度、国の補助金を活用しまして、高齢者を中心とした町民の健康増進事業といたしまして、体育文化会館の改修を実施してございます。体操教室が行えるよう部屋の改修を行い、ストレッチマシンやトレーニングマシンの整備を行いました。本年度4月からは、ストレッチマシン体験会としまして体操教室を実施するところでございます。節17備品購入費、体育文化会館監視カメラ6台は、昨年、改修工事を実施いたしました研修室2か所と和室1か所への監視カメラ5台の設置費用でございます。施設利用者の安全確保や事故防止のためお願いするものでございます。加えて、既存のトレーニングルームへも1台設置をお願いするもので、トレーニングルームには既に監視カメラ1台が設置されておりますが、現状の1台では死角が生じまして、部屋全体を映せない状況でございます。今回、併せてお願いするものでございます。なお、本来であれば、昨年の改修事業の際に同時にすべき事業でございましたが、今回、予算要求をお願いさせていただいております。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、目7母子対策費、補正額1,139万円でございます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の和歌山県産婦人科医師緊急確保対策事業分担金659万円は、新宮市立医療センターにおいて不足する産婦人科医師を緊急的に確保するため、医師派遣が可能な県外の医師、医療機関に対して、和歌山県と関係市町村が協力して支援を行う産婦人科医師緊急確保対策事業給付金に係る関係市町村の分担金でございます。

分担金の算出についてですけれども、別紙の福祉課関係資料の2ページをお願いいたします。

和歌山県産婦人科医師緊急確保対策事業分担金でございます。

事業主体は和歌山県で、給付金総額4,500万円に対して、2分の1の2,250万円を和歌山県が負担し、残り2分の1、2,250万円を関係市町村で負担するものでございます。構成市町村は、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村となっております。なお、串本町ですが、町立串本病院で分娩を行っているため、含まれておりません。

各市町村の分担金ですが、基本額に分担割額を加算した額となっております。基本額Cでございますが、新宮市が50万円、他市町村が10万円となっております。分娩割額Dですけれども、平成30年から令和2年までの3年間の医療センターにおける各市町村の分娩実績数により案分され、算出となっております。本町の分担金ですが、基本割10万円、分娩割649万円、合計659万円になってございます。

なお、三重県の支援につきましては、この表には含まれておりませんが、支援は頂けるものと伺っております。分担金額については、県により交渉いただいております。確定後に再算定されると聞いてございます。

続きまして、新宮市立医療センター産婦人科医師派遣事業分担金480万円のほうをお願いしたいと思っております。

こちらも新宮市立医療センターにおいて不足する産婦人科医師を緊急的に確保するため、県外の医療機関から派遣を受ける産婦人科医師派遣事業について、派遣医師に支払う医師確保手

当の上乗せ支給分2,200万円に係る関係市町村の分担金でございます。

分担金の算出についてですが、恐れ入ります、もう一度別紙の福祉課関係資料3ページをお願いいたします。

新宮市医療センター産婦人科医師派遣事業分担金でございます。

まず、上段の負担費用についてでございます。

県外からの2名の常勤医師に対する医師確保手当上乗せ分で、1人当たり月100万円となっております。なお、この100万円の根拠ですが、医療センターにおける過去の前例に基づいたもので、県とも協議されたと伺っております。

次の、各市町村の負担額についてですが、こちらは分娩割額のみとなっております。先ほどと同様、平成30年から令和2年までの3年間の各市町村の分娩実績数により案分され、算出となっております。本町の分担金ですが、480万円でございます。なお、こちらの分担金につきましては、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村以外に、三重県の紀宝町、御浜町も加わっております。また、串本町ですが、先ほどと同様に含まれておりません。医師確保に向け、郡内での合意により進められてございます。どうか御理解いただけますようお願い申し上げます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） それでは、観光企画課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4地方創生推進交付金1,070万6,000円につきましては、地域DMO那智勝浦観光機構を核とした観光地域づくり推進事業と題しまして提案し、内閣府より内示を受けたものでございます。後ほど歳出のほうで御説明いたします那智勝浦観光機構補助金の増額分を含めた事業予算の中から、地方創生の推進に寄与する取組に係る経費として積み上げられた2,141万3,000円について、2分の1の補助を受けるものでございます。

次に、9ページをお願いします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入、スポーツ振興くじ助成金137万9,000円につきましては、こちらも後ほど歳出のほうで御説明いたしますレスリングマット購入に係る助成金として受け入れるものです。

続きまして、10ページ、お願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の看板商品の創出事業補助金250万円についてです。今年度、初号機の打ち上げが年内に予定されておりますロケットでの地域活性化等、機運醸成を目的としまして串本町様と共同で事業を実施させていただくための予算として計上させていただいております。財源といたしまして

は、官公庁の公募事業でございます地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業の採択を事業者のほうで受けてございまして、本町及び串本町の事業者向け、町民向け、子供向けのセミナーの開催、土産物開発支援、飲食メニューの開発支援やハンドブック等の制作を予定してございます。事業費総額は1,500万円でございます、自己負担分が500万円、この500万円につきまして串本町と本町とで折半して負担するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

款6 商工費、項2 観光費、目1 観光総務費、節18 負担金、補助及び交付金948万5,000円につきましては、那智勝浦観光機構補助金の増額をお願いするものです。

それでは、別紙になりますが、観光企画課関係資料を御覧ください。

令和4年度一般社団法人那智勝浦観光機構一般会計収支補正予算書案でございます。

支出の部です。

事業費、4、委託料、補正前の額407万6,000円に補正額348万5,000円を加え、計756万1,000円とするものです。備考欄記載のインバウンド対応マップ等制作業務281万4,000円は、インバウンド事業を見据え、英語に対応した市街地周辺のマップ制作や、那智勝浦の魅力を訴求する複数枚のポスターの制作等を委託するものでございます。

その下段、ホームページ機能強化業務につきましては、こちら67万1,000円は、旅行会社向けページの新設やモデルコースページの拡充を図るものでございます。

次の6、地域振興事業費に移ります。

補正前の額705万円に補正額600万円を加え、1,305万円とするものでございます。備考欄記載の海産物フェスタ150万円は、生マグロ以外の海産物にもスポットを当て、漁業、観光業ともに利益を作り出していくための足がかりとして実施するものでございます。

ONSENガストロノミツリズム150万円は、温泉を歴史、自然環境や地域の食資源でつないで、本町の魅力を発信することで新たな顧客層の獲得を図ろうとするものでございます。

一番下の下段、誘客促進、体験型プログラム構築等300万円につきましては、旅行会社企画担当者の現地視察招致でございますとか、そうしたプロモーション活動としまして、ツアー造成促進や滞在型メニューの充実を図っていかうとするものでございます。

それでは、補正予算書16ページにお戻りください。

目2 観光振興費、節17 備品購入費215万5,000円は、レスリングマット1面分の購入費でございます。これにより練習環境、競技環境の向上を図り、県レスリング協会や大学等と連携して、さらなる合宿誘致へとつなげてまいりたいと考えてございます。次に、節18 負担金、補助及び交付金5,500万円は、新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業としまして、説明欄記載の2件の事業に係る予算の補正をお願いするものでございます。いずれも那智勝浦観光機構に補助金として交付し、事業を担っていただくことを想定してございます。宿泊クーポン助成事業補助金5,000万円は、令和2年度より緊急経済対策事業の一環として実施しているもので、オンライン旅行会社を活用しまして宿泊クーポンを発行するとともに、クーポンを利用して町内の宿泊施設に滞在された方に南紀くろしお商工会共通商品券を配布しまして、誘客と旅行消

費の促進を図るものでございます。なお、クーポンの券種につきましては、これまでと同様3,000円、6,000円、9,000円の3券種としまして、商品券は1人当たり1,000円分とする計画でございますが、国や県のGo To Travel等の施策、旅行者のニーズ等、捉えながら、柔軟に事業を進めてまいりたいと考えております。続きまして、観光バス助成金交付事業費補助金500万円につきましては、令和2年度より実施しているもので、町内での平日宿泊を伴う団体旅行に対し、バス1台当たり最大5万円を助成することにより、誘客の一層の促進を図るものでございます。

観光企画課の関係は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

16ページをお願いします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、補正額1,249万6,000円と、次のページの項3中学校費、目3給食管理費616万円につきましては、小・中学校の給食材料費が高騰している状況から、保護者に対して追加の給食費負担が生じることのないよう、給食材料費の不足分について、小学校では補助金として、中学校では材料費予算を増額補正するものでございます。小・中学校ともに給食材料費の不足見込み分といたしまして、最大で1人一月2,000円分を見込んでおります。なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

次に、項4社会教育費、目2公民館費、補正額99万2,000円につきましては、今年度稼働を開始した天満公民館で必要となる維持管理の予算をお願いするものです。説明欄記載の3件の業務委託をするもので、清掃業務委託につきましては、週1回の日常清掃及び年1回の窓ガラス清掃やエアコン清掃を委託するものです。また、警備業務につきましては、2階書庫及び3階倉庫の機械警備を委託するものでございます。

次のページをお願いします。

項6保健体育費、目2保健体育施設費、補正額490万6,000円につきましては、木戸浦グラウンドの芝生化に係るものでございます。申請しておりましたスポーツ振興くじ助成金の内示が4月15日にあり、助成いただけることとなりましたが、JFA、日本サッカー協会のグリーン化プロジェクトが不採択となったことから、芝のポット苗や肥料等をお願いするものです。また、散水のための水道料金のほか、芝生維持管理のための芝刈り機や肥料散布機につきましてもお願いしております。現在はスプリンクラー設置工事を実施しており、今後は7月中旬頃、芝の植付けを行い、養生期間を経て、11月から供用開始の予定で進めております。節10需用費214万8,000円は、散水のための水道料金でございます。7月から9月まで毎日散水を実施いたします。10月、11月につきましては週2回の散水を見込んでおります。節15原材料費は、説明欄に記載のとおり、芝ポット苗や肥料などでございます。芝ポット苗につきましては、ティフトン芝のポット苗でございます。肥料その他につきましては、肥料と冬芝の種を購入するもの



でございます。

節17備品購入費につきましては、関係資料を御覧ください。

木戸浦グラウンドの芝生化は、かなり広範囲の芝生管理が今後必要となります。手入れにつきましては、作業員1名により対応する予定であります。資料にあるようなトラクター型の芝刈り機と自走式の肥料散布機をお願いするものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開14時。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時37分 休憩

13時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 4点ほどお聞きします。

最初に、収入のところで8ページの一番上の地方創生推進交付金の観光機構への補助金なんです。ちょっと確認をさせていただきたいんですが、午前中の説明であったように、今回支出のほうでね900幾ら、何がしかのお金が観光機構に新たに町から行きますが、それプラス、当初予算のときの観光機構に遡って、観光機構が行う今回の当初予算のときに既に決められてたのを合わせて二千百何十万円の2分の1を、この地方創生推進交付金で国のほうからいただけるということですね。だから、ここで言う1,070万6,000円を頂けるといことなんで、今回新たに九百何十万円か、機構に行きますけど、この1,000万円という金額を差し引くと、実質今回、町の負担はないと。ちょっとお釣りが来るぐらいって、そういうふうに理解をしてよろしいのかということ。

それともう一つ確認したいのは、この地方創生推進交付金という、その交付金の性質なんです。私も自分で調べたのが、これ正しいかどうか確認したいんですが、このまち・ひと・しごと創生って国がやっている事業ですね、これに沿って頂ける交付金なんですかね、これは。だから、これ第2期那智勝浦まち・ひと・しごと創生総合戦略って、いわゆる総合戦略っていう、これに沿ってこれにのせてあるから、国から今回この2分の1のお金が頂けるといことよいかということ。

そしてまた、これ今年だけじゃなくて、今後もずっとこの総合戦略の国の補助を、この国の事業がある期間はずっと受けていくのかっていう。これ今回、今年たまたまじゃなくて、ずっと毎年頂いていく予定なのかということと、これはあと総務課長のほうがいいのかもかもしれませんが、この総合戦略で今回1,000万円、町が交付金を頂いたんですが、これ何か枠があるのか、金額的にね。那智勝浦町は毎年1,000万円ぐらいとか、そういう決められた枠があるのか、要望したらその都度、もっと額がもらえるのかっていう、それについてちょっと聞きたい

と思います。それが1点目です。

2点目が、10ページで歳出の企画費の看板商品の創出事業補助金で250万円、これ一般財源だけしかのってなかったんで、これ何で補助がないのかなと思ったら、午前中の説明で大体分かったんで、これも確認なんですけど、これは国の観光庁なんですね。観光庁がつくっている、これ新しい補助金なんですかね、前年度からあるんですかね。1,000万円までは10分の10頂けると、1,000万円を超えた分には自己負担ということで、今回1,500万円の事業を協議会でやると。だから、1,000万円は国からもらえるけど、500万円は自己負担なんで、串本町と250万円ずつ折半っていう、そういう理解でよろしいのかということです。

そして3点目に、和歌山県、15ページの母子対策費のところのいわゆる医療センターの分娩に関する負担金ですね、分担金なんですけど、これ1,139万円ということで、一般財源で決して少なくない金額なんですけど、この金額が今回臨時的に、もう緊急を要するというのでできた金額だと思うんですけど、これがずっと5年、10年と永続していくのか。これは臨時的にもう数年、1年、2年、短く間でもう終わっていくのかっていう、町としてはどんなふうな認識を持っているのかということです。

そして、16ページのところの一番上の観光総務費のところの観光機構の補助金の948万5,000円なんですけど、これは観光機構のことなんであまり細かいことには触れられないので、町の認識を問うんですけど、あしたまた委員会で詳細については総務経済の委員さんで議論していただけたと思うんですけど、課長も替わったんで、課長の認識をちょっと伺いたいんですけど、これ確かに有利なお金なんで、これ町もあまり腹が痛まないということで、これ観光機構に補助するわけですが、この観光機構で、前年度、さらにその前年度もこういう国の有利な交付金を活用して、いろんなモニター事業ですとか実証事業ということをやってきたわけです。

今回挙げられている中でも、ONSENガストロノミーツーリズム150万円という、こういうのも一種のモニターツアーだと思うんですけど、こういうのを実施したときに、今まででしたらやっぱり観光機構がこういう事業を実施したんだけど、非常にお客さんに評判がよかったとか好評だったっていう、我々に対して聞こえてきたのがそういう評価、ある意味、僕らはすごい自画自賛のように聞こえたんですよ。でも、僕らがもっと聞きたいのは、こういう事業を実施したんだけど、こういう課題が見つかったとか、こういう反省点があったっていう、だから今度はこういうふうには改善せなあかんっていうのを、そういうのを見いだして、そしてそれに対して何をやっていくかですね。さらに、観光従事者の人材育成につなげてくとか、だからこの実証事業ですとか、こういうことをやったときに、何かを学んでいくっていう姿勢じゃないと、ただやってよかったとか、そういうのしか今までは聞こえてこなかったんですけど、やっぱりそれではいけないのかなと思ってますので、課長、新しく赴任されて、その辺の認識、どんなふうにも、こうやって九百何十万円、観光機構に行くけど、やっぱりこういうこと、効果というふうにも、町のほうから仕向けていかないといけないと思うんで、その辺、どうお考えかということをお聞きします。

以上、4点です。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） まず1点目、観光機構におけます政府の地方創生推進交付金1,070万6,000円を今回獲得、内示をいただいた点に関してなんですけれども、議員おっしゃられましたように、今回こちらの事業は採択を受けたことによりまして、一般会計からの持ち出し金額が120万円程度圧縮することができませんでしたので、今後ともこのような有利な事業を獲得していきますように、機構にもそうした取組を今後とも強化してくように伝えてまいりたいと思っております。

それから、同じお話の中で、この事業が単年度だけのものであるのかどうか、そしてこれが町が国に対して出しております地方創生の計画に基づくものなのかどうかであるかというお話がございましたが、議員おっしゃられますとおり、今回、4年度が1か年目でございますので、5年度、6年度と、今回の同様の事業で取組を継続していくことがかなうような形になってございますので、今年度だけにとどまらず、来年度以降も今回の有利な事業を活用して地域振興に資するような活動を続けていくことが可能になってございますので、そういうことでございます。

それから、10ページのほうの串本町と共同で事業を行いますロケットに係る事業なんですございますが、議員がおっしゃってくださいましたとおりでございますので、観光庁のほうの看板創出事業のほうを、今回事業を実施することになるであろう事業者様のほうで、当町のエリアと串本町のエリアを総括したような形で、事業の実施主体として看板商品の創出事業に手を挙げて、そちらが採択を受けたと、それを受けまして串本町と当町のほうも、そこに自己負担分を500万円、そちらを両町で折半して参画する形という、大変こちらにも有利な形でロケットに関わる機運醸成であるとか、取組に係る費用をこちらに有利な事業でもって取り組んでいくことができませんでしたので、大変よかったなと思っておる次第でございます。

それから、16ページで御指摘いただきました観光機構に対する今後のモニター事業です。前回までも、2年度、3年度と、モニター事業等の取組があったと聞いております。今回も御指摘のとおり、モニター事業という形になっていこうかと思っております。そうしたモニター事業につきましては、やはり事後の検証ということで、これを受けて、これを幅広く展開していくためにはどのような取組が必要だったのか、そして課題は何だったのかということ整理しながら、今回、国のほうの採択も受けてございますので、3か年にわたってよりよいものとしていけるように取り組んでいけるよう、町と観光機構と連携しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

母子対策費の分担金についてでございます。今後の見通しについての質問ということかと思っております。

分娩再開に向けて緊急の対応ということでございまして、関係市町村が同意の上で進めてい

る事業でございます。相手方がございますので、引き続きお願いできるかどうかという話は、現時点では、ちょっと具体的に聞いておりませんが、和歌山県、関係市町村と共に今後協力いたしまして、分娩予約の再開が滞りすることがないように協力して取り組んでまいりたいと思いますので、どうか御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

〔3番曾根和仁君「それじゃなくて、この1,000幾らという金額が5年、10年ずっと続いていくのか、そうじゃなしに毎年見直しがあるのか町の認識は」と呼ぶ〕

はい、すいません。金額につきましては、今回は串本町は入っていないという、そういったことございますし、一応3年単位でっていうふうに向っております。当然、毎年見直しいたしまして、関係市町村が同意いたしまして進めていくことでございますので、その辺はまた私たちが説明を受けて同意しながら進めていきたいと思ひますので、どうか御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。

地方創生推進交付金について、その中での限度額、枠はあるのかというような御質問でございました。この部分につきまして、枠自体、限度額がないというようなことをきちっとした形でちょっと今お答えできるだけの資料を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

以上でございます。

すいません、再度答弁させていただきます。申し訳ございません。

市町村よっての枠決めというのはないというところでございます。しかしながら、補助金でございますので、事業費自体、国で持っている事業費自体の当然限度額はあろうかと思うんですが、市町村で幾らまでというような枠決めはないということでございます。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 今、総務課長が答弁していただいた、その地方創生推進交付金ですね、これは何か制約、那智勝浦町は年間どれぐらいというのがあるかないかというのをちょっとこだわって聞いたわけは、結局この那智勝浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、観光機構のことだけではなくて、もろもろいろんな各課の挙げている事業が盛り込まれているわけです。だから、これ多分観光企画課だけじゃなくて、ほかの課もこの事業、だから非常に有利ですよ、だから欲しいはずなんで、これだったら毎年、観光企画のほうで観光機構に補助するために1,000万円近く毎年取ってしまうと、このほかの盛り込んでいるほかのができなくなってしまうおそれもあるんで、だからその辺が気になった。だから、この地方創生推進交付金以外の国の有利な交付金なり補助金ももし観光関係でこの事業とは別に取れるのであれば、観光機構に渡すお金は、その別の観光庁とかがつくっているような交付金なり補助金を取って、そ

っちへ回して、なるべくこれはそのほかの総合戦略にのっているほかの課の事業らにも置いてあげないと、枠がふんだんにあれば構わんですけど。だから、僕はもっと観光なんで、観光庁が出しているようなお金なんかもあるのかなと思ったんですが、その辺は総務課と財政のほうとの相談にもなりますけどね。また、その辺がどうなるか、もっと別の使えるのが取れるのであれば、取っていただいたほうがいいのかなと思います。

そして、もう一点、福祉課副課長から答弁がありました。これ1,100万円ということで、決して一般財源で結構な額なんで、やっぱり数年でもういいよと、何かうまいこと招聘がいつて、そういう心配はなくなりましたというふうに行くように持って行ってほしいんですね。ただこれ、我々自治体としたら今の形しかないんだけど、私、最近気がついたんですけど、和歌山県がつくっている和歌山県医師確保計画っていう、これ令和2年3月に制定された、これページ数が30ページぐらいのものなんですけど、県がつくった和歌山県医師確保計画っていう、これ令和2年3月なんで、今回の新宮の医療センターの分娩問題ができる前につくられたものなんですけど、これを読むと、やっぱり産婦人科医ですとか小児科の医師の確保ということで、県がかなりこれ力を今後入れていくよっていうことをうたっているんです。これを読むと、本当にこのとおりでやってくれたら、早晚この産婦人科医師、その医師の偏在なんかも何とかなくなるように努力するって県が言っているわけなんで、これを県が忠実に実行してくれたら、そういうこの紀南の自治体がお金を出し合って医師招聘のためについていうこともやらずに済んでくる可能性もあるんですね。

結局、県外からお金で医師を引っ張ってくるっていうのは、やっぱりいつまでこれを続けるのかっていうの、無理があると思うんです。それで、この医師招聘、和歌山県のこの計画を読むと、これがやっぱり一番最終的な解決策かなと思うんですが。やはり産婦人科を専攻した県立医科大学の地域医療枠で入った医師ですとか、近畿大学の医学部の和歌山県の地域医療枠で入った医師を県下の医療機関へ送っていくと、派遣していくという、こういう体制を確立するようにしますって、県はこうやって言い切っているわけだから、これができるようになったら、今回のような我々のような自治体が1,000万円も負担してっていう、こういうことをやっていかななくても済むわけなんで、やっぱり県にもっとこれ強く働きかけて、県のこの令和2年につくったこの計画どおり、おおむね忠実に実施していくようにっていうのを、もう本当に強く呼びかけていっていただかないと、やっぱりこの1,000万円以上の支出がこれ5年、10年ずっと続いていくっていうのは大変負担になりますので、その辺、重ねて、これは町長にお願いすることなんですかね、ぜひ県、県知事のほうにお願いをしていただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 地方創生推進交付金でございます。こちらにつきまして、今現在、ロケットの事業についてもこちらの事業を使用しているところではございます。今後も有利なものでございますので、国のほうに申請の上、認められれば可能になるというものでございますので、その事業を見極めながら、有利な交付金を利用していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光機構による有利な補助金の獲得に向けた取組なんですけれども、本年度におきましても、昨年度末3月に公募のありました観光庁におきます看板創出事業のほうにも応募はしておったんですけれども、残念ながら第1次募集においては、そちらのほうは採択になりませんでした。ただ、今後も2次募集、3次募集とあれば、そういう機会にはどんどんチャレンジしていくようにということで、双方で意見交換しておりますので、またそういう取組をしていただけるように連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 新宮市立医療センターといますか、産婦人科医の確保の関係でございます。

先般も和歌山県のほうで、地域枠として産婦人科の人数を何人かというようなことで決められたようでございます。ただ、その産婦人科医が地域枠としても、県内のいずれかになりますので、新宮だけに特化して来ていただくかどうかというのは分からない状況だと思います。しかも、これから働き方改革の関係で、お医者さんも勤務時間がかなり絞られてくるような状況でございまして、新宮市立医療センターでも必ず3人の常勤医師が要るとかというようなことを言われておりますので、これは全国的に産婦人科医が少ない、成り手がいないというのが現状でありますので、そういったことをもちろん県にも要望してまいりますし、国に対しても県を通じて、あるいは直接要望といますか、そういった申入れもしていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 町長のほうにそういう県への申入れとともに、やっぱり一千百何万円というお金は大きいので、できたら今回のような使い方じゃなくて、そういう地域枠っていうのを県がもっと充実させてくれるんやったら、さらに我々の自治体のほうもその1,000万円というのをそういう医師の招聘に使うんじゃないかって、基金のような形で積み立てて、地元の出身の人間が医者になる、特に産婦人科医になってまた戻ってくるような方に支出できるような基金にするとか、何か使い方、同じお金を出すんでも、使い方はいろいろ知恵を絞ったら出てくるのかなという気もしますので、それは那智勝浦町だけで単独でやっても意味がないんで、この紀南の自治体でそういう基金をつくるとか、連携してっていう。同じお金を出すんでも、やっぱりせっかく地域枠をつくっても、県内どこへまた赴任するか分からないんやったら、この紀南の自治体で基金をつくって、そこから行った医師は紀南へまた戻ってくるというような、そういうルールとかできたらと思いますので、いろいろちょっと知恵を絞っていただきたいと思っております。これは答弁は結構です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 同じく15ページの母子対策費1,139万円の件なんです。金額的なものは今、仲副課長からも説明を受けました。これ多分3年ごとの更新と聞いております。県のほうのところに三重県側が入ってきたら、那智勝浦町の部分ももう少し少なくなりますし、来年になったら串本町も入ってきたら、もう少し少なくなるのは分かっている。もう絶対医師の確保は必要なのは分かっているんですが、ただちょっとこういうメディアのニュースがありまして、東京慈恵会医大は、部長級の常勤医を4月から半年交代で派遣すると。契約は1年ごとの更新、同医大と派遣される医師に対しては、各関係市町村は研究費を提供するという報道がありました。産むほうの立場としたら、半年ごとに先生が替わるっていうとか、後半の研究費がまた取られるのかとか、これで済むのかなという、この報道が全てではないですけども、やっぱりちょっと今疑問に思ったものですから、金額的なこととは関係ないんですけども、ちょっとその現場のほうの話とはどういうことになっているかをお聞きしたいと思ひまして、よろしくお願ひします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 議員おっしゃいますように、確かにそういう報道を僕も見えています。部長級の先生の方が半年で交代されるということでございます。当然、部長級の先生がいないと、この分娩予約というのは再開されないということで、大学のほうにもお願ひして、そういう対策を取っていただいているところでございます。当然、その部長級の常勤医師が半年交代となれば、やっぱり妊産婦の方にとって当然安心して出産できるんかという不安もあるのかなと思ひます。そういった部分もちょっと確認させていただいたんですけども、同じ大学病院の医師でございますので、引継ぎ等もきちんとされて、妊産婦の方にとっても当然安心してできる体制を保ち、スムーズな医療の提供は整えていくということで伺ってございます。そういうことございますので、どうか御理解のほうをお願ひしたいと思ひます。

○議長（荒尾典男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 当然そういうことだと思います。もうとにかく先生の確保というのが第一番で、この地域ではとても必要なことなので、やはり大学側がイニシアチブを取って、そちらのほうのやり方でしていただくのは仕方ないんですけども、これからもなるべく先生、一人の先生が長くいていただけるようなことを地元のほうから発信して行ってほしいと思ひます。

それと、これはちょっとあれなんですけど、先ほどここに同じ報道に書いております、派遣される医師に対して研究費を提供するっていうのは、あくまでもこれは給与のほうに入ってくるのかなあと、ちょっと文章の中にあることなんで、報道ですから確かめようがないんかもしれませんけど、そういう話は出てはなかったでしょうかね。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） すいません、この和歌山県が主体となつてする事業4,500万円でありますが、これはあくまで研究費といいますか、大学病院側への研究費といいますか、そうでございますので、その医師に対する給与とか手当を出すというものではございません、はい。医療センターのほうで分担する分については、医師に対する手当ということになりますけど

も、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ここで関係自治体と県が用意するお金以外のものは払うことはないと理解しました。ありがとうございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第36号 財産の交換について

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第36号財産の交換についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第36号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第36号朗読〕

配付させていただいております関係資料の地図、表面に供する土地の部分を、そしてその裏面に取得する土地の部分を赤色で着色させていただいております。

今回の交換は、相手方法人が那智山に向かう那智川沿い県道の井関、牧野々の手前、通称川関まわり湊付近の県道対岸の旧温泉プールなどがございました広い敷地を開発造成し、有効利用するため、その中を通る里道でもあります旧町道川関4号線の一部と、地図中央下側にございます農地等に向かう代替ルートとして、交換相手方が所有する那智川護岸沿いの赤色部分の土地との交換の申出によるものでございます。

なお、今回の交換につきましては、地元井関区、八反田区、川関区、那智の郷区の各区長から同意書を頂いております。



また、代替ルートに関しましては、交換相手方以外の所有者が有する農地等へ、県道から木原橋を渡り、直接車両等で行くことが可能なものとなります。

説明は以上でございます。どうか御決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第37号について御説明申し上げます。

〔議案第37号朗読〕

68歳でございます。

今回の選任につきましては、固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員である濱口博之氏の任期が令和4年6月25日をもって満了となりますことから、同氏には引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたくお願いするものでございます。

御同意をいただけましたなら、任期は令和4年6月26日から令和7年6月25日までの3か年となります。どうかよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第38号 農業委員会委員の任命について

日程第17 議案第39号 農業委員会委員の任命について

日程第18 議案第40号 農業委員会委員の任命について

日程第19 議案第41号 農業委員会委員の任命について

日程第20 議案第42号 農業委員会委員の任命について

日程第21 議案第43号 農業委員会委員の任命について

日程第22 議案第44号 農業委員会委員の任命について

日程第23 議案第45号 農業委員会委員の任命について

日程第24 議案第46号 農業委員会委員の任命について

日程第25 議案第47号 農業委員会委員の任命について

日程第26 議案第48号 農業委員会委員の任命について

日程第27 議案第49号 農業委員会委員の任命について

日程第28 議案第50号 農業委員会委員の任命について

日程第29 議案第51号 農業委員会委員の任命について

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第38号農業委員会委員の任命についてから日程第29、議案第51号農業委員会委員の任命についてまでを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 議案第38号から議案第51号について御説明申し上げます。

議案第38号から議案第51号までは、農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員につきましては、令和4年9月16日で任期満了となっております。今回、

御同意いただければ、令和4年9月17日から3年間の任期となるものでございます。

議案第38号は狗子ノ川124番地、塩崎一男氏、議案第39号は高津気409番地、蛸美恵子氏、議案第40号は市野々2693番地2、太田博久氏、議案第41号は二河1439番地、村上幸弘氏、議案第42号は浜ノ宮256番地1、中村誠一氏、議案第43号は口色川1898番地、齋藤真弓氏、議案第44号は小阪680番地、西浦完治氏、議案第45号は中里541番地2、太田幸助氏、議案第46号は下和田386番地1、仲地雅壽氏、議案第47号は南大居1075番地、熊代晴視氏、議案第48号は南大居1382番地、杉浦仁氏、議案第49号は下里959番地1、江崎光洋氏、議案第50号は浦神150番地、西太汰氏、議案第51号は勝浦386番地、榎本武三郎氏、以上14名につきまして御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第38号から議案第51号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第40号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第41号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第43号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第47号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第47号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。  
議案第48号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第48号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。  
議案第49号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第49号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。  
議案第50号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第50号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。  
議案第51号について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第51号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。  
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第31 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（荒尾典男君） 日程第30、諮問第1号人権擁護委員の推薦について及び日程第31、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦について一括して御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣の委嘱によるものでございますが、同法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定してございます。現在、本町における人権擁護委員は6名の委員構成で御活躍いただいております、今回2名の方が任期を迎えることからお諮りするものでございます。

岡本美智子氏につきましては、令和4年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

岡本氏は、那智勝浦町民生児童委員協議会会長及び那智勝浦町社会福祉協議会副会長として福祉活動に永年にわたり貢献されているところでございます。また、地区の地域活動に貢献され、地域住民の人望も厚く、平成25年4月から現在まで人権擁護委員として人権相談や人権啓発に御尽力いただいております。今回、人権擁護委員として今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

続いて、諮問第2号について御説明申し上げます。

〔諮問第2号朗読〕

梶信隆氏につきましても、令和4年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き

き推薦いたしたくお諮りするものでございます。

梶氏につきましては、正念寺代表役員に就任されており、地元地区の役員としても活躍されています。また、平成25年4月から現在まで人権擁護委員として人権相談や人権啓発に御尽力いただいているところでございます。地域住民の信頼も厚く、今後とも人権擁護活動に御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

なお、お諮りいただきました2名の方につきましては、今回、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は令和5年1月1日から3か年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 諮問第1号及び諮問第2号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は、諮問ごとに行います。

諮問第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。



本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時53分 散会